

欧州主要国の金融危機後の 景気対策と効果の現状

ブリュッセル・センター、パリ・センター、
ミラノ・センター、海外調査部欧州課

2008年9月のリーマンショック以降の金融危機による世界的な景気後退の中で、欧州各国はEUと連携しながら、独自の経済対策に取り組んできた。本レポートでは、EU主要国の景気対策、同対策に対する成果・反応、保護主義的動向について、2009年5月時点までの内容を中心に紹介する。

目 次

1. 英国	2
2. ドイツ	12
3. フランス	17
4. ベルギー	23
5. オランダ	28
6. イタリア	36
7. スウェーデン	42

1. 英国

国際金融センターであるロンドン金融市場を抱える英国は、金融危機の影響を大きく受け、景気悪化や失業率の上昇が続いた。政府はこれまでに様々な施策を導入しているが、目に見えた成果がなかなか現れていない。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) 預金保護額引き上げ

2008年10月3日、金融サービス機構（FSA : Financial Services Authority）が預金保護額の3万5,000ポンドから5万ポンド、および10万ポンド（総合口座）への引上げを発表し、同月7日より新制度の適用を開始した。

2) 英中銀による金融機関への流動性供給

英中銀（BOE : Bank of England）は2008年10月3日、3ヵ月物レポ取引の担保範囲の拡大を発表した。同8日、オーバーナイトで少なくとも既存の資金オペ倍相当の2,000億ポンド供給も発表した。

3) 財務省（HM Treasury）による金融機関間取引への保証

財務省は2008年10月8日、短期・中期の銀行間資金取引を年内1,000億ポンド、総計で2,500億ポンド程度保証すると発表し、10月13日から受付を開始した。当初2012年までの措置としていたが、2008年12月15日に2015年まで延長することを決定した。

4) BOEによる金利調整

2008年10月8日 5.00%→4.50%（米欧6中銀の協調利下げ）

2008年11月6日 4.50%→3.00%

2008年12月4日 3.00%→2.00%（1951年以来の最低水準に）

2009年1月8日 2.00%→1.50%（1694年のBOE設立以来の最低水準に）

2009年2月5日 1.50%→1.00%

2009年3月5日 1.00%→0.50%

2009年3月5日、BOEは利下げと同時に融資拡大を目指し、750億ポンド規模の英国債の購入などを通じ、市場に大量の資金供給として量的緩和策の導入を表明した。さらに、その一環として、同25日から社債の買い入れ開始を発表した。

5) 中小企業救済策の融資枠設定

2008年10月30日、欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）は苦境にある英国中小企業の救済策として、40億ポンド（約49億ユーロ）の融資枠設定を公表した。

6) 財務省による預金保護

財務省は2008年12月1日、経営破綻し裁判所に管財人を任命されたロンドン・スコティッシュ・バンクに対し、預金を全額保護すると発表した。

7) 財務省による金融機関救済策

財務省は2009年1月19日、金融機関の将来的な損失の90%を政府が肩代わりする資産保護スキームを中心とする金融機関救済策を発表した。救済と引き換えに中小企業等への融資を促すことを図ったもの。また、2月26日に、同スキームの包括的措置の一環として、新たに資産保護スキームを発表。スキームに参加する銀行は、政府への保証料支払いのほか、貸出し拡大に対するコミットメント表明を求められる。スキーム発表と同時にロイヤル・バンク・オブ・スコットランド（RBS：Royal Bank of Scotland）が元本価値で3,250億ポンドの資産について、同スキームへの参加方針を表明。今後1年間で融資を250億ポンド増やすことを約束した。

8) 銀行への対応

政府は各銀行への対応策を相次ぎ発表した。2008年9月29日、政府はブラッドフォード・アンド・ビングリー（Bradford & Bingley）を国有化した。英国内とマン島の支店網と預金は住宅ローン大手のアビー・ナショナルが引き継ぎ、事業の一部はその親会社スペインのバンコ・サンタンデールに売却される。

2008年10月13日には、RBS、ロイズ・バンキング・グループの大手2行に対し、それぞれ200億ポンドと170億ポンドを注入し、株式の取得を表明した。その後2009年3月7日に、政府はロイズ・バンキング・グループの株式保有比率を43%から65%に高め、実質国有化した。

また2009年2月23日に、財務省は融資活性化を通じた景気回復支援の一環として、中

堅行ノーザンロックに対し最大 3 億ポンドの追加資金供給を表明した。

②景気刺激および雇用対策

1) 予算編成方針

2008 年 11 月 24 日、政府は予算編成方針（Pre-Budget Report 2008）で総額 200 億ポンド規模の景気対策を発表した。

付加価値税（VAT）税率引き下げ

2008 年 12 月から 2009 年末まで、VAT を現行 17.5% から 15% に引き下げ。

30 億ポンドの公共投資

2010 年度予算から 30 億ポンドを、08 年度および 09 年度予算に振り替え、経済的打撃が最大と予想される、住宅、教育、交通、その他の建設分野への投資に充てる。低炭素化関連ビジネスの成長と雇用創出を目的に、エネルギー効率改善や鉄道などへの投資に 5 億 3,500 万ポンドを支出する。

所得税基礎控除額の増加

2008 年 5 月に発表された基礎控除額 600 ポンドの増額について、対象期間を延長した上、2009 年 4 月から 130 ポンド増加させた。

福祉の充実

2009 年 4 月に予定していた児童手当の増額を同年 1 月に前倒しで実施するとともに、2009 年 1 月に年金受給者に一律 60 ポンドの給付金支給を行った。

住宅対策

ローン滞納による住宅差し押さえを最低 3 ヶ月猶予する。ただし、ローン返済猶予については、政府保証を前提とする。

雇用対策

失業者の就職支援のために、13 億ポンドを追加する。

中小企業対策

中小企業への銀行融資支援のため、総枠 10 億ポンドの「Small Business Finance Scheme」を新設した。また、小規模輸出業者の借り入れ支援にむけて、総枠 10 億ポンドの信用保証機関を設立した。資金繰りが困難な企業に対しては、歳入関税庁（HMRC）への納税について、罰則や追徴金なしで期日の猶予を図る「HMRC Business Payment Support Service」を新設した。

2) 金融危機対策の要素を含む追加策

2008 年 12 月 3 日、エリザベス女王による施政方針演説の中で景気対策追加策を発表した。主な内容は以下のとおり。

銀行業法案（Banking Bill）

経営難に陥った銀行への資金支援をしやすくし、当該銀行からの情報収集と金融当局間での情報共有を目指す。銀行預金保護の枠組みと銀行部門の安定性の強化を目的とする。

貯蓄ゲートウェイ口座法案（Saving Gateway Accounts Bill）

低所得者層の貯蓄支援を目的として、政府が貯金 1 ポンド当たり 50 ペンスを支給する（上限 300 ポンド）。

3) 住宅ローン救済策（Homeowner Mortgage Support Scheme）

2008 年 12 月 10 日、住宅ローン救済策を発表した。解雇や賃金減少で住宅が差し押さえの危機にある、8 大手金融機関（HBOS、ネーションワイド、アビー、ロイズ TSB、ノーザンロック、バークレイズ、RBS、HSBC）から融資を受ける世帯を対象に、ローンの利子支払いを最長 2 年間まで延期する内容で、2009 年 4 月 21 日から開始された。上記 8 金融機関で住宅ローン市場の約 7 割をカバーしている。

4) 産業界や個別企業への支援など

2009 年 1 月 12 日、政府は失業・雇用対策として総額 5 億ポンド（2 年計画）の支援策を発表した。失業期間が 6 ヶ月以上に及ぶ失業者を雇用した企業への報奨金の支払い、新規起業への財政支援、失業者の職業訓練プログラムなどが含まれている。

2009 年 1 月 14 日、政府は中小企業を対象とした一連の資金繰り支援策を発表した。予算編成方針の施策を拡充し、金融機関による中小企業向け融資の継続や再開を目指す。

- 運転資本スキーム (Working Capital Scheme)
売上高 5 億ポンド以下の企業を対象にした短期銀行貸出に最大 200 億ポンド確保
- 企業資金保証スキーム (Enterprise Finance Guarantee Scheme)
売上高 2,500 万ポンド以下の中小企業対象の追加銀行融資に最大 13 億ポンド確保
- 企業資金基金 (Capital for Enterprise Fund)
資金を必要とする小規模企業に対する、7,500 万ポンドの基金

2009 年 1 月 27 日、ビジネス・企業・規制改革相が、融資保証を柱にした 23 億ポンド規模の自動車産業支援策を発表。低炭素化への投資に向け最大 13 億ポンドの EIB 支援融資を保証するとともに、EIB 保証のない低炭素化プロジェクトに向け最大 10 億ポンドの融資を保証する。支援対象は、①年間売上高 2,500 万ポンド以上の英国に拠点を持つ自動車メーカー、および②自動車部品サプライヤー企業による、500 万ポンドを超える規模の低炭素化プロジェクトとする。

2009 年 2 月には、景気対策解説サイトを政府が開設した。米国から始まった現在の経済危機を解説するとともに、国民や企業がどのようにこれを乗り越えるかについて方策、政府による支援策を説明している。

2009 年 3 月 11 日、ビジネス・企業・規制改革相はインドの自動車大手タタ・モーターズ傘下の英国高級車メーカー、ジャガー・ランドローバー (JLR) が、新型車の開発に向け、政府から最大 2,700 万ポンドの補助金を受けると発表した。JLR はこの開発に 4 億ポンドを投じるとし、国内の工場での雇用維持が期待される。上述の 23 億ポンド規模の自動車産業支援策とは別の枠組みとなる。

2009 年 3 月 31 日に政府は、企業が地方自治体サービスに対して支払う地方事業用課税「ビジネスレート (Business Rates)」について、今後 3 年間は分割払いを承認することを発表した (2009 年 7 月末より施行予定)。2009 年 4 月 1 日から施行される統一事業税の 5% への引き上げの影響を緩和することと、信用収縮により手元資金が不足し、経営が圧迫される企業の資金繰りの支援を目的とする。

5) 2009 年度予算案

政府は 2009 年 4 月 22 日、景気浮揚策を盛り込んだ 2009 年度予算案「Building Britain's Future」を発表した。景気回復および経済成長に向けた支援体制を強化し、雇用創出および企業の事業機会の拡大を狙う。高度技術社会と低炭素経済の実現に貢献する産業構築を重要な柱として位置づけている。競争力を持つ産業 (医薬品、航空、原

子力、ライフサイエンス、事業サービス、等）の支援、大学・研究機関の支援経済回復、金融市場の持続性確保、企業支援、国民の支援、公共サービスの強化、気候変動対応を目標とする。また、気候変動法に基づき、「カーボンバジェット（炭素特定予算）」を導入。15 億ポンド規模の環境対策を通じた省エネおよび低炭素経済の促進とともに、投資促進と雇用維持の効果を目指す。

その主な内容は以下のとおり。

- 成長性および革新性の高い企業の財政支援
- 貿易投資総省（UKTI）、貿易保険担当部局の機能強化を通じ輸出業者を支援
- エネルギーやブローバンドを中心としたインフラの整備
- 教育・訓練システムの強化

企業支援策

- 「New Industry, New Job」に対する財政支援として、7 億 5,000 万ポンドを確保した。そのうち、低炭素ビジネス支援に 2 億 5,000 万ポンド（低炭素自動車開発、原子力・再生可能エネルギー産業の支援を含む）、技術戦略委員会の運営体制強化に 5,000 万ポンド、UKTI による輸出業者の支援拡大に 1,000 万ポンドを投入。
- 「Business Payment Support Service」制度の拡張。新規投資の償却率を最初の一年につき 40%に引き上げる。
- 2009 年 3 月 9 日に導入した運転資本スキーム（Working Capital Scheme）の融資枠に 50 億ポンドを追加投入し、取引信用保険制度を強化した。同年 5 月 1 日から 12 月 21 日までの暫定期間につき、政府より保証額の割り増し受けることが可能となる。
- 新車購入支援策として、新車登録後 10 年以上経過した自家用乗用車の買い替えを奨励するため、3 億ポンドの予算を投じ、一人当たり 2,000 ポンドの助成金を交付する。支援策は自動車産業との共同イニシアチブであり、自動車産業も同様に 3 億ポンドを負担し、助成金の半額（1,000 ポンド）を支出する。

国民への支援

- 個人貯蓄の支援策として、税優遇貯蓄スキームの個人貯蓄口座（ISA）の年間積み立て上限額を現行の 7,200 ポンドから 1 万 200 ポンドに引き上げる。開始日は、50 歳以上の個人については 2009 年 10 月 6 日、その他については 2010 年 4 月 6 日を予定している。

- 高齢者向けの支援策として、現行の冬期燃料手当（Winter Fuel Payment）に加え、80 歳以上の一般世帯については 100 ポンド、60 歳以上については 50 ポンドを支給する。
- 住宅購入価格が 17 万 5,000 ポンド以下の場合の、印紙税の免除制度（支払い期限の延長）を 2009 年 12 月 31 日まで延長する。

住宅建設支援策

- 住宅保有者および住宅購入者の支援策として、6 億ポンドを投じ、建設工事の再開などを通じた住宅建設の促進を図る

雇用促進策

- 職業安定所、長期失業者の雇用支援プログラムを通じた雇用支援を促進する。
- 失業期間が 12 ヶ月を超える若者（18～24 歳）に対し、雇用機会および職業訓練を提供する。

環境対策

- 2009 年 3 月 6 日に発表した、環境対策に向けた「低炭素産業戦略ビジョン（Low Carbon Industrial Strategy: A Vision）」の一環として、500 億ポンドを追加投入する。
- 商業施設、公共建築物、住宅の省エネの促進に 3 億 7,500 万ポンドを投入する。
- 洋上風力発電向けの投資支援を拡大する。
- 熱電併給（CHP）向け投資の促進を図るため、気候変動税の免税措置を 2023 年まで延長予定。25 億ポンド規模の投資促進効果を見込んでいる。
- 炭素回収・貯留プロジェクト、研究開発を支援する。

（２）成果および反応

①信用収縮に対する主要対策について

英国銀行協会（BBA : British Bankers' Association）は、FSA による預金保護額引き上げ、BOE による金融機関への流動性供給に対し、それぞれ歓迎のコメントを発表した。さらに、財務省による金融機関間取引への保証については、措置を歓迎するとともに、関連当局との協力の意向を表明した。こうした政策は、貸し出しが再開するとの見通しを示し、顧客の信頼を回復し、家庭と企業を支援する上で有益な措置だと評価した。

BOE による金利調整

2008 年 10 月の協調利下げに対し、多くの機関が歓迎の意を表明した。小規模企業連盟（FSB : Federation of Small Businesses）は、英国の小規模ビジネスにとり多大な支援となるとの見方を示した。BBA は、企業や住宅購入者など顧客に対する貸出し環境の改善につながるとした。さらに、英国小売協会（BRC : British Retail Consortium）は、適切な措置と評価し、消費者の信頼回復や小売業を含む景気刺激のためにも大幅な利下げが必要だったと指摘した。製造技術協会（Manufacturing Technologies Association）は、政府の銀行システム支援計画が経済への信頼回復につながると評価した。

また、11 月の大幅な利下げについても同様に、多数の機関がクリスマス商戦を前に適切な措置と評価した。FSB は小規模企業に対する効果を評価した上で、各行が利下げを信用コストの上昇に悩む小規模企業へ転嫁しない限り、意味をなさないと強調した。BBA は大幅利下げにより、顧客へのコスト引き下げのための余地が出るとの見方を示した。BRC は、大幅引き下げが借り手に転嫁するよう各行に対してより大きな圧力になると評価するとともに、銀行間貸し出しの促進にもつながるとの見方を示した。

さらに 1951 年来の金利水準となった 12 月の利下げについて、FSB は、小規模企業への融資を各行に促すメッセージとして歓迎した。また、BRC も低迷する景気を押し上げるに必要な措置として利下げを歓迎し、年明け後も利下げ継続の必要性を指摘した。

量的緩和

2009 年 3 月の量的緩和策を受け、英国産業連盟（CBI : Confederation of British Industry）は、金利が歴史的低水準にあり、連続利下げの効果が薄れてきていると指摘し、量的緩和は資金供給と貸出しを押し上げるための最良の措置と評価した。住宅ローン仲介機関協会（Association of Mortgage Intermediaries）も住宅ローン市場における流動性不足を軽減するとし、適切な措置との見方を示した。

金融機関救済策

CBI のランバート事務局長は、景気安定に向けた重要な措置であり、景気を即好転させるものではないとしながらも、きちんと実施されれば、さらなるリセッション・スパイラルを食い止め、安定した経済基盤につながると評価した。

②景気・雇用対策

予算編成方針

2008 年 11 月 24 日の予算編成方針に対し、多くの機関が評価を示した。BBA は景気押し上げを狙った予算方針を各行が歓迎したと発表した。また、新規貸し出しパネルを評価した上で、英国の競争力促進に関し強い関心を示し、国外配当に関する法人税免除の導入提案を歓迎した。BRC は、VAT 引き下げが消費者支出の刺激に適切な措置と評価した。財政研究所 (Institute for Fiscal Studies) も VAT 引き下げが無ければ、状況が大幅に悪化すると予想し、良好な刺激策と指摘した。FSB は中小企業対策を歓迎し、税の支払い猶予によるキャッシュフロー安定化が期待できる点を評価した。

景気対策追加策

CBI は、銀行業法案を金融システムの機能回復に貢献すると指摘した。また、BBA は各行が貯蓄ゲートウェイ口座法案を歓迎していると、今後の金融環境にとって革新的な方法と評価した。

産業界や個別企業への支援など

中小企業対象の資金繰り支援策に対し、CBI は多くの問題を抱えた企業への支援となるとの見方を示した。また、自動車産業支援策について、CBI ランバート事務局長は、前向きな第 1 のステップと評価した。

これまでに導入された様々な施策との直接的な関連性を指摘できないが、消費支出の拡大や貸出の増大を示唆するような統計結果が散見されている。

2009 年 2 月 16 日に BRC と会計大手 KPMG が発表した 1 月のロンドン中心部の既存店ベースの小売販売は、前年同月比で 6.5% 増加、英国全体では 1.1% の増加となった。

また、今回の米国初のリセッションの契機ともなった住宅ローンについて、政府が講じた住宅ローン救済策に対し、2009 年 1 月 13 日に住宅金融貸付組合 (Council of Mortgage Lenders) が借り手にとって、繰延支払いによる影響は多大と評価した。この後、利下げによる効果も相まって、銀行を通じて回復を狙った英国政府の対応策に関する成果が少しずつ見え始めている。2 月 24 日、BBA の発表によれば 2009 年 1 月の住宅ローン純貸出総額が前月比で 29 億ポンド増加した。消費者金融も拡大し、企業融資も対前月比 141 億ポンド増となった。また 3 月 24 日の発表では、2 月の住宅ローン純貸出総額が対前月比 39 億ポンド増加した。また、消費者金融は 2 億ポンド、非金融企業融資は 11 億ポンドそれぞれ増加となった。さらに、BOE が 2009 年 3 月 30 日発表した 2 月の個人向け住宅融資統計は、承認件数、金額ともに増加し、住宅市場の底入れを示唆した。承認件数は対前月比 3 万 8,000

件増、住宅融資額も同 15 億ポンド増加した。また、2009 年 3 月 5 日、英住宅金融大手ハリファックスが発表した 1 月の英住宅価格指数は前月比 2.0%上昇しており、住宅需要の回復を示した。

VAT 引き下げの効果

2009 年 4 月 13 日、英国の民間調査機関、経済ビジネスリサーチセンター（CEBR）が発表したレポートによると、VAT 引き下げは、導入実施からの 3 ヶ月で既に効果を示した。小売業の総売上高は、前年同月比で 2008 年 11 月の 1.6%から、減税後の 12 月には 2.6%、2009 年 1 月には 3.2%の増加を記録し、実施後 3 ヶ月の間に 21 億ポンドの売上高増に貢献している。CEBR は、景気刺激対策の有効性を高く評価した。

乗用車買い替えスキーム

2009 年 5 月 8 日、日産サンダーランド工場では、乗用車買い替えスキームによる需要増に応えるため、150 人の雇用（短期契約）を行うと報じられた。短期的な需要増が予想される同スキームに関連する車種（マイクラなど）計 1 万 4,000 台の増産へ対応するためとしている。ディーラーでは既に販売増の感触をつかんでおり、スキーム実施開始（5 月中旬）が近づくとつれ、よりその傾向が強くなるものとみられている。

（３）保護主義的動向

2009 年 1 月、英国東部のリンゼー石油精製所が、建設プロジェクトにイタリア人とポルトガル人労働者の採用を決めたことを発端に、英国全土の精製所や発電所で英国人労働者による大規模な抗議デモとストが繰り広げられた。英国労働者達は、ブラウン首相が 2007 年 9 月の労働党大会でのスピーチで表明した「英国労働者ために英国の雇用を (British jobs for every British worker)」をスローガンに揚げて抗議。リンゼー石油精製所が、英国人労働者の採用枠を追加することで沈静化した。

2. ドイツ

金融危機の影響は、金融セクターよりもその後の実体経済でより大きい。世界的な需要低迷により、同国経済の屋台骨である輸出が打撃を受け、深刻な景気後退に陥った。特に最大の産業である自動車産業への影響が大きい。政府の乗用車買い替え促進政策により 2009 年、乗用車販売は上向いているが、これが本格的な景気回復につながるかどうかは予断を許さない。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) 金融市場安定化法の制定

金融市場の急激な動揺に対応したユーロ圏諸国と英国との政策協調の下で、ドイツ政府は 2008 年 10 月 13 日に金融市場安定化法を決定、議会承認を経て同 18 日に施行した。同法の骨子は i) 銀行間取引の保証、ii) 金融機関への資本注入、iii) 金融機関からの不良債権の買い取りの 3 点で、金額は最大 4,800 億ユーロの規模となった。執行機関としてドイツ連邦銀行内に金融市場安定化機構 (FMSA) を設置し、その傘下に金融市場安定化基金 (SoFFin) を設立した。

i) 銀行間取引の保証

銀行間取引を正常化する目的で、ドイツの金融機関の借り入れを総額 4,000 億ユーロまで保証。保証の引き受けは 2009 年末までで、期間は最長 3 年間。

ii) 金融機関への資本注入

危機に陥った金融機関の救済策。1 金融機関につき必要に応じ最大 100 億ユーロ (SoFFin ステアリング委員会の承認があればそれ以上も可) まで資本を注入¹。2009 年末までの措置。

iii) 金融機関からの不良債権の買い取り

金融機関につき原則 50 億ユーロを上限に、金融機関の保有する株式および不良債権を時

¹ コメルツ銀行については、ドイツ政府は 100 億ユーロを超過する資本注入を実施した。

価あるいはそれ以下の価格で買い取る。金融機関への資本注入と不良債権の買い取りを合わせた予算枠は 700 億ユーロ（議会承認が得られれば最大 100 億ユーロの追加が可能）。

なお、金融機関安定化法に基づき救済を申請した主な金融機関は以下の通り。

- ・ 2008 年 10 月 21 日 バイエルン州立銀行が SoFFin に 54 億ユーロの資本注入申請決定を発表（後に 30 億ユーロに減額）。
- ・ 2008 年 10 月 28 日 不動産ローンでドイツ 2 位のヒポ・リアル・エステートが銀行間取引保証として 150 億ユーロを申請。
- ・ 2008 年 11 月 3 日 コメルツ銀行、82 億ユーロの資本注入で合意、2009 年 1 月には 100 億ユーロを追加。この結果、政府が株式の約 25%を保有。

iv) 金融市場安定化補助法の制定

政府はヒポ・リアル・エステート国有化を念頭に、金融市場安定化法を補完する銀行国有化を規定する金融市場安定化補助法を制定。

- ・ 2009 年 2 月 18 日 金融市場安定化補助法案を閣議決定。
- ・ 2009 年 3 月 20 日 連邦下院議院、金融市場安定化補助法案を可決。
- ・ 2009 年 3 月 28 日 SoFFin、国有化第一段階としてヒポ・リアル・エステートの 8.7%の株式取得で合意。
- ・ 2009 年 6 月 2 日 SoFFin のヒポ・リアル・エステートへの出資率が 90%に。

②景気刺激および雇用対策

ドイツ連邦政府は 2008 年 11 月に総額 320 億ユーロの景気刺激策を発表したが、その後規模が小さすぎるとの批判を受け 2009 年 1 月に追加措置を決定、2 月 13 日に議会が承認した。新たな景気刺激策は 2009～2010 年の 2 年間で 500 億ユーロを支出する。主な内容を以下に示す。雇用の安定と労働者の負担軽減、およびドイツ最大の産業である自動車の需要創出に力点が置かれているのが特徴である。

雇用・福祉

- ・ 企業が解雇をしない代わりに労働時間を短縮した場合、対象となる従業員の社会保障費の半分を連邦政府が負担。
- ・ 短時間労働者、若者を対象とした職業訓練に 20 億ユーロを支出。政府の雇用安定機関

の職員を 5,000 人増員する。

- ・ 所得税控除額を 2009 年 1 月 1 日時点に遡り 170 ユーロ引き上げ、2010 年 1 月 1 日にさらに 170 ユーロ引き上げ。
- ・ 政府健康保険負担料率を 2009 年 7 月 1 日に 0.6 パーセントポイント引き下げ 14.9%に。総額 90 億ユーロに相当。
- ・ 子供 1 人当たり 100 ユーロの一時金支給。長期失業者に対する児童手当引き上げ (2009 年 7 月から適用を予定)。

公共投資

- ・ 学校、保育所、病院、道路などの整備に 173 億ユーロを投資。このうち連邦政府が 140 億ユーロ、州政府が 33 億ユーロを負担。173 億ユーロの半分以上は 2009 年内に支出。
- ・ 中小企業の研究開発補助に 4 億 5,000 万ユーロを支出。
- ・ ブロードバンド網の整備。

自動車分野

- ・ 車齢 9 年以上の車を新車（登録後 1 年未満の中古車含む）に買い替える場合に 2,500 ユーロの補助金を支給。2009 年 1 月から実施し、期限は 2009 年末まで。当初予算は 15 億ユーロ（60 万台分）だったが同 4 月に 50 億ユーロ（200 万台分）に増額。
- ・ 燃料電池や水素を使った次世代エンジンの開発に 5 億ユーロ（補助金と融資）を支出。
- ・ 2009 年 7 月以降、自動車税の課税基準に二酸化炭素排出量を導入する予定。

金融機関を除き個別企業の支援策としては、自動車メーカーのオペルへの支援がある。政府は 5 月末、親会社米ゼネラル・モーターズ (GM) の破産法申請の影響を回避するため、オペルへの緊急融資を決定した。カナダ系自動車部品メーカー、マグナと GM による買収交渉がまとまるまで、オペルの工場が立地する各州と共同で 15 億ユーロのつなぎ融資を行うとともに、この融資分も含めて 5 年間で最高 45 億ユーロの信用保証をする。¹

③エコインセンティブ

- ・ 自動車税

¹ 2009 年 6 月 12 日通商弘報『オペル救済に根強い反対論』より

走行 1 キロ当たりの CO2 の排出量について、10～11 年は 120 グラムまで、12～13 年は 110 グラムまで、14 年以降は 95 グラムまでを非課税とし、これを超える CO2 排出量について、1 グラム当たり 2 ユーロ課税する。新税制の施行は 09 年 7 月 1 日。対象となるのは、09 年 7 月 1 日以降に登録された車両とする。09 年 6 月 30 日以前に登録された車両については、2013 年から新税制が適用される。

(2) 成果および反応

乗用車買い替え

上述した政策の中で最も効果が現れているのが乗用車の買い替え策である。ドイツ自動車工業会（VDA）によれば、政策導入後、効果が強く現れており、5 月の登録台数は前年同月比 40%増の 38 万 4,600 台で、5 月としては 1991 年ぶりの高水準となった。生産、輸出は低迷しているものの、底入れの兆候を見せている。

VDA によれば今回の需要増で、メーカーの中には計画していた操業時間の短縮を取りやめたり縮小したりする動きが出ている。3 月上旬時点で VDA のウィズマン会長は「厳しい経済状況にもかかわらず、今年の登録台数が 300 万台を超える可能性はある」と見ており、2008 年 12 月段階の予測 290 万台から上方修正した。

一方、買い替え政策については、期限が切れた時の反動が大きいとする見方もされている。また、買い換え需要が小型車に集中しているため、ダイムラーや BMW などの中大型車メーカーは、小型車メーカーを優遇しているとして同制度を批判している。

景気先行き指数

景気先行き指数は徐々に改善している。欧州経済研究センター（ZEW）の調査によれば（市場専門家に 6 ヶ月先の見通しを聞く調査）、指数は依然低水準であるものの、2008 年 10 月に底を打った後、2009 年 4 月まで 6 ヶ月連続で改善している。同センターはこの背景として、政府の景気刺激策が効果を現し始めていること、インフレ下落が個人消費を下支えしていること、中国など一部の国で回復の兆しが見えていることを挙げている。ZEW のフランツ会長は「景気は最悪期を脱しつつあるとの期待が広がっており、経済は今年後半にはゆっくりと回復に向かうだろう」という見通しを示している。

失業率

連邦雇用庁の 5 月 28 日の発表によれば、5 月に失業者は 12 万 7 千人減少（失業率は 4

月の 8.6%から 8.2%に下降) した。

政府の追加景気対策に盛り込まれた雇用対策の主なものに、短期労働助成金の給与期間の延長がある。短期労働助成金とは、労働時間の短縮によって各従業員の給与(名目)が 10%以上減額になる場合、雇用主が短縮労働助成金(労働が行われなかった時間に対して、相当する給与 60～67%分を支給)を連邦雇用庁に申請することで、一定の給与を確保し、解雇を避けることができる制度である。この給付期間は通常 6 ヶ月だが、07 年 7 月以降 12 ヶ月に延長され、09 年 1～12 月は 18 ヶ月に再延長された。4 月 23 日の主要経済研究所の発表によると、08 年末から経営状況の悪化による短縮労働が増加し、09 年に 130 万人、10 年には 90 万人に対して短縮労働が行われると予測している。²

² 2009 年 4 月 24 日通商弘報『09 年の GDP 成長率はマイナス 6%－主要経済研究所の春季合同経済予測－』を参照のこと。

3. フランス

金融機関への打撃は米国、英国、ドイツに比べ軽微だったが、実体経済の悪化に伴い景気は後退した。政府は自動車産業を中心に産業支援策を打ち出しているが、回復の兆しはまだ見えていない。2009年1～3月期の実質GDP成長率は前期比マイナス1.2%で、4四半期連続のマイナス成長となった。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) デクシア救済

2008年9月30日にフランス、ベルギー、ルクセンブルクの3カ国政府はベルギー・フランス系大手金融機関デクシアに対し、約64億ユーロの資本注入を行うことを決定。フランスの注入額は30億ユーロに決まった。

2) 包括救済策

ユーロ圏の政策協調を受け、2008年10月13日に金融機関の包括救済策を決定し、同15日にこれを盛り込んだ補正予算が成立した。救済策は銀行間の信用保証に3,200億ユーロ、経営危機に陥った金融機関への資本注入に400億ユーロを投入する。

信用保証は2009年12月末までの措置で、官民で設立した会社が運営する。また資本注入のための執行機関として国家資本参加会社（SPPE）を設立した。

これに基づき政府は10月20日、大手銀行6行に総額105億ユーロの資金を注入すると発表。公的資金による援助の条件として、家計や中小企業向け融資額の拡大、経営者の報酬に関する倫理規定の施行（退職金の上限設定など）を義務付ける。公的資金注入額は次のとおり。BNPパリバ25億5,000万ユーロ、ソシエテ・ジェネラル17億ユーロ、クレディ・アグリコル30億ユーロ、ケス・デパルニュ11億ユーロ、バンク・ポピュレール9億5,000万ユーロ、クレディ・ミュチュエル12億ユーロ。2009年1月にも大手銀行6行に総額105億ユーロを資金注入すると発表した。

3) ケス・デパルニュとバンク・ポピュレールの統合支援

政府は相互銀行ケス・デパルニュとバンク・ポピュレールの統合を後押し。2009年2月、

両行が統合して設立される持ち株会社に総額 50 億ユーロの資金を注入すると発表した。向こう 5 年間、国は同行に 20%出資する。

②景気刺激および雇用対策

1) 景気対策

サルコジ大統領は 2008 年 10 月 23 日、企業活動の支援を柱とした景気対策を発表した。主な内容は以下のとおり。

- ・ 新規投資に関する事業税の全額免除（全額償却可）。2009 年末まで。
- ・ 企業の研究開発投資に関する税控除還付の前倒し。
- ・ 企業救済を目的とした政府系ファンド（SWF）の設立。
- ・ 銀行から企業への適切な融資を監視するオンブズマンの設置

2) 包括的景気刺激策

サルコジ大統領は 2008 年 12 月 4 日、最初の対策よりも包括的な景気刺激策を公表した。ただし、議会が承認したのは 2009 年 1 月末で、政府は 2 月 2 日に詳細を発表した。2009 年、2010 年の 2 年間で 265 億ユーロを投じ、このうち 75%は 2009 年に支出する。直接の雇用対策よりも自動車、住宅など主要産業の支援に重点が置かれているのが特徴。主な内容は以下のとおり。

企業支援（114 億ユーロ）

- ・ 企業のキャッシュフロー支援の目的で、研究開発税控除と付加価値税に関する政府から企業への払い戻しを前倒し。

公共投資、経済活動、住宅（111 億ユーロ）

- ・ 持続可能な開発、高等教育など戦略分野への支出。
- ・ 自動車・建設産業の支援に 15 億ユーロを支出。車齢 10 年以上の車両を環境性能の高い車両（CO2 排出量が走行 1 キロ当たり 160 グラム以下）へ買い替える消費者に支給される特別報奨金（1,000 ユーロ）などが含まれる。
- ・ 中小企業への支援。融資枠に 5 億 7,500 万ユーロを増額、個人事業支援に 2,500 万ユーロなど。
- ・ 住宅関連への支援。公営住宅 10 万戸の新規建設、初めて住宅を購入する人向けの無利

- 子ローンの融資枠倍増、断熱改善など住宅改修のための 2 億ユーロのファンド創設など。
- ・ 低所得家庭（380 万世帯）への支援。世帯当たり 200 ユーロの補助金支給、総額 7 億 6,000 万ユーロ。

国営企業によるインフラ投資（40 億ユーロ）

- ・ 鉄道、エネルギー、郵便などの分野で設備拡張・近代化などの投資。

3) 自動車産業支援

政府は 2009 年 2 月 9 日、ルノーと PSA プジョー・シトロエンに合わせて 60 億ユーロ、ルノートラック（スウェーデン・ボルボ傘下）に 5 億ユーロ（融資期間 5 年）を年率 6% の優遇金利で貸し付けると発表した。

優遇融資を受ける条件は国内での雇用維持。政府から融資を受ける代わりにルノーは 2009 年にフランス国内での人員削減を控える一方、PSA プジョー・シトロエンは融資期間中、国内工場を閉鎖しない方針を明らかにした。

サルコジ大統領は 2 月 5 日のテレビインタビューで自動車業界を救済する条件として海外に設置した生産拠点を国内回帰させることも辞しないと発言したことが保護主義として批判を招いた。

4) 生活支援策

サルコジ大統領は 2009 年 2 月 18 日、総額 26 億ユーロの生活支援策を発表。一時帰休手当の引き上げ（給与 60%→75%）、所得税最低課税区分（課税所得 5,687～1 万 1,344 ユーロ、税率 5.5%）の所得税支払い分を 3 分の 1 に軽減、失業手当の受給資格のない失業者に 500 ユーロの特別給付金供与などが政策の柱となる。公的資本注入を受けた銀行から得られる利息収入を財源に充てる（年間 14 億ユーロ）。

5) 雇用対策

サルコジ大統領は 2009 年 4 月 24 日、経済危機の影響で若者の失業者が増えていることから、若者雇用支援策を発表（総額 13 億ユーロ）。新規の見習雇用について社会保険料を全額免除（2010 年 6 月末まで）、2009 年 6 月から 1 年間、「職業化契約」により雇用する企業に雇用者 1 人当たり 1,000 ユーロ、雇用者がバカロレア（大学入学資格）を持っていない場合は 2,000 ユーロ、また従業員 50 人以下の企業には 1,800 ユーロの奨励金を支給する。

③エコインセンティブ（既述した内容を含む）

1) 乗用車買い替え政策

車齢 10 年以上の車両を環境性能の高い車両（CO2 排出量が走行 1 キロ当たり 160 グラム以下）へ買い替える消費者に 1,000 ユーロを支給。

2) 住宅改修

断熱改善など住宅改修（エコ目的に限る訳ではない）に 2 億ユーロ規模の融資枠。

3) エコローン制度

一般住宅の省エネ改修工事費用について最高 3 万ユーロまで無利子で融資するエコローン制度（返済期間は最長 15 年）を導入。2009 年 4 月 1 日から開始した。窓・扉の断熱工事、高効率の暖房・温水装置の設置などが対象となる。高効率ボイラーや二重窓などの設置に適用される優遇税制（所得税控除）と 2011 年まで併用できる。

（２）成果および反応

乗用車の買い替え促進政策に関しては、ドイツに遅れて 3 月になってから効果が現れた。欧州自動車工業会（ACEA）の統計によると、3 月の乗用車登録台数は 20 万 4,000 台で前年同月に比べ 8%増加した。2 月の同 13%減から一転して大幅増となった。フランス自動車工業会（CCFA）によると、1～3 月に販売された乗用車の 30～40%が買い替え政策の影響とみられる。しかし 4 月には再び落ち込んだ。4 月の登録台数は 18 万 4,700 台と、同 7%減少した。CCFA はその理由として、4 月に新車登録システムが変更された影響で一部の登録が 5 月にずれ込んだこと、および生産・輸送面で障害があった点をあげている。

生産面では一部上向きの動きが出ている。プジョーはパリ郊外の工場での小型車「207」の生産台数を 4 月から、日産 550 台から 900 台に引き上げることを決めた。このため他の工場から 400 人の従業員を同工場に移転させる。PSA プジョー・シトロエンのドイツでの受注は、同国での買い替え促進政策の発表後、同社の受注予測に対し 40%増加しているため、プジョーの増産はドイツの需要増が大きな影響を与えているとみられる。

フランスの景気刺激策についてクレディ・アグリコル経済分析部は「企業の研究開発税控除と付加価値税の還付前倒しは短期的な効果が見込める」としながら、「対策全体の景気

刺激効果は限定的で、2009 年の GDP を 0.3～0.5%押し上げるにとどまる」とみている。

公共投資部分については、公共投資が執行されて実体経済に波及効果を及ぼすまでには時間がかかるため、「潜在 GDP を押し上げるのには有効な政策だが、足元の GDP には効かない」（バンク・オブ・アメリカのエコノミスト）など、エコノミストの間では即効性は低いとの見方が中心だ。

刺激策では労働者の購買力強化や直接の雇用対策が貧弱だったことなどから労働組合などが反発し、2009 年に入り大規模なストが頻発した。

（３）保護主義的動向

① 政府系ファンド

サルコジ大統領は 2008 年 10 月に発表した景気対策の中で、戦略的に重要なフランス企業を救済する目的のファンド設立を明らかにし、11 月に設立された。戦略投資ファンドと呼ばれ、総額は 200 億ユーロだが、実際に運用されるのは当面 60 億ユーロである。経済成長に貢献する中小企業への投資資金の提供や、戦略的産業を外資による敵対的買収から守ることがファンド設立の目的。ドイツ政府のスポークスマンが「公共の安全と秩序の分野を除いては、ドイツにおいて保護政策は必要ない」と述べるなど、フランスの保護主義的な動きに懸念が高まった。

ファンドは 2009 年 2 月、アクティビストとして知られる米国のヘッジファンドが約 20%の株式を保有する自動車部品会社バレオに出資することを決めた。この際にも、米国ファンドによる支配に対抗するのが目的とされた。

② 自動車産業支援策

フランス政府が 2009 年 2 月初めに発表した自動車産業支援策は、保護主義的だとして欧州各国の批判を招いた。この支援策はルノーと PSA プジョー・シトロエンにそれぞれ 30 億ユーロの融資を行うのが主な内容だが、サルコジ大統領は記者会見で「自動車メーカーは人員整理を避けるために非常に重要な約束をした」と述べ、融資がフランス国内の雇用を維持する（工場閉鎖をしない）ことが条件だったことを示唆した。

これに対しスウェーデンやチェコが EU 市場の競争を歪めるとして強く批判、EU の競争政策への抵触を懸念した欧州委員会はフランスに詳しい情報を提供するように求めた。フラ

ンスに追随する形でスペインやイタリアも同様の自動車産業支援策を発表したため、全欧州レベルで保護主義を巡る論争に発展した。

強い批判を受けてフランス政府はその後、工場閉鎖をしないことは「道義的な義務」とトーンダウンし、最終的には3月初めに、EUの競争政策に抵触する政策は取らないことを確約する文書を欧州委員会に提出して事態は収拾した。

しかしその後も、3月末にルノーが小型車の生産の一部をスロベニアからフランスに移すことを決めた際に、フランスのシャテル産業相が「フランスの政策が結果を出し始めている」と発言、これに対し欧州委員会が説明を求めるなど、火種が完全に消えた訳ではない。実際にはスロベニアの工場では別の車種を増産し生産の縮小はなかったことから、フランス国民に向けた政治的発言だったとみられる。

4. ベルギー

金融混乱が本格化した 2008 年 9 月以降、自国の金融機関に対する緊急救済策を先行。金融混乱による影響がベルギー経済へ及び始めた 2008 年度後半から、経済の安定化に焦点を当てた景気刺激対策を推進している。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) 預金保護

2008 年 10 月、政府は預金保護限度額を現行 2 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げた。

2) 企業の経営健全化への介入

政府は、ベルギーの上場企業の役員に対する給与支払いの金額に上限を設置する予定。独立した報酬委員会の設置、株主総会で役員の報酬についての報告の義務化も行う。企業の透明性の強化と、投資家の信頼の回復が狙い。

3) 金融機関への緊急救済策

フォルティス支援

2008 年 9 月 29 日、ベルギー、ルクセンブルク、オランダの 3 カ国政府は、資金繰りの悪化懸念から株価が急落しているベルギー・オランダ資本の金融大手フォルティスに対し、112 億ユーロの資本投入を決定。ベルギー政府は 47 億ユーロを注入した。

なお、2008 年 10 月、ベルギー政府は BNP パリバによるフォルティス買収で合意したが、フォルティス株主は 2009 年 2 月、臨時株主総会でこれを否決した。2009 年 3 月には、ベルギー政府と BNP パリバが反対派株主に配慮した新たな買収案に合意した。一部株主は 2009 年 4 月の株主総会で再度反対を示したものの、賛成票 73%で新買収案が承認された。2009 年 5 月、欧州委は反対派株主の主張するベルギー政府による不当支援の訴えを退け、ベルギー・オランダ政府によるフォルティスに対する公的支援を正当と認めたことで、BNP パリバによる買収が実現している。

デクシア支援

2008年9月30日、3カ国政府は、経営難に陥っていたベルギー・フランス系大手金融機関デクシアに対し、約64億ユーロの資本投入を決定。ベルギー政府は30億ユーロを注入。

2008年10月9日、3カ国政府は、デクシアの借り入れを保証する追加策を発表した。3カ国政府は、デクシアグループの事業活動を支援・強化するため、2008年9月30日から1年、同グループ事業子会社のインターバンク取引、法人借入およびこれらが発行する機関投資家向けの最高年限3年までの新規発行社債について、共同での保証付与を決定した。

KBC グループ支援

2008年10月27日、ベルギーの銀行保険グループ KBC グループに対し、総額35億ユーロの公的資本注入を決定。同行の中核的自己資本（Tier-1）を増強させることが狙い。さらに、2009年1月22日、フランダース地域政府が同行に20億ユーロの公的資金を追加注入。

4) その他

ベルギー金融システム改革特別委員会（Belgian High level Committee for a new Financial Architecture）が、金融システム強化対策案について政府に助言を提供する。狙いは、2008年に発生した金融危機を回避し、金融システムの管理体制を国内、欧州および国際の3レベルにおける強化にある。同委員会は2009年2月に中間報告書を公表した。

②景気刺激対策および雇用対策

政府は、2008年12月にブリュッセルで開催された欧州理事会（EU 首脳会議）と同時に、「景気刺激策（Plan de Relance）」を発表した。しかし、12月にフォルティス銀行対応をめぐる政府による司法介入疑惑を受けルテルム内閣が総辞職したため、ファンロンパイ新内閣による同案の正式採択が遅れている状況にある。

この景気刺激策では、連邦政府は2009～2010年で約20億ユーロ（GDP比約0.6%）、3地域政府（フランダース地域政府、ワロン地域政府、ブリュッセル首都圏地域政府）は10億ユーロ（GDP比約0.3%）の公的資金を支出。これにより、GDPの0.9%に相当する総額30億ユーロが注入される見込み。これにより財政赤字はGDP比1.8%、約60億ユーロ

になる。ベルギー経営者連盟（Federation of Enterprises in Belgium）といった業界団体との協議内容も反映された内容となっている。

具体的には、連邦政府は、労働者の賃金や失業手当の給付水準の引き上げ、建物にかかる間接税の引き下げ、電気・ガス料金の引き下げに重点を置いている。3 地域政府は、インフラ整備および省エネ関連の公共事業の拡大、雇用支援、政府保証制度を通じた銀行融資の活性化を優先課題としている。景気回復対策案は、以下の 4 つの柱で構成される。

1) 企業の競争力の向上

- 支払い問題が発生した場合には、延べ払いが可能となる。2009 年第 3 四半期までの制限措置。
- ベルギー国立銀行（NBB）による個人および事業者向けの貸し出し業務の監視
- 欧州投資銀行（EIB）の融資枠（ローン）を 10 億ユーロ分増強
- 法人税の減税：予納法人税（advance business tax）の免除
- 雇用税の減税：研究者採用の場合、予納法人税の免除額拡大
- 信用保険：信用保険契約書におけるカントリーリスクとコマーシャルリスク（利用者の需要や料金などの変動に伴うリスク）についての記述の削除
- 夜間業務、シフト業務に対する税負担の軽減

2) 雇用対策および購買力の強化対策

- 短期の失業期間について、失業手当の支給額を増強（2009 年より）
- 事業再編などにより解雇された場合の支援対策として、コーチング、再就職支援（アウトプレースメント）の提供、および情報サイトの開設
- 各家庭の電気料金を一律 30 ユーロ割引（1 回のみ）、および 10% の料金削減
- 一般労働者に対し、追加賃金として食品や、環境にやさしい製品の購買などに使えるバウチャーを支給。世帯の購買力支援を図る。2009 年には年間 125 ユーロ、2010 年には年間 250 ユーロを目標とする。
- その他購買力の強化対策として、年金の増額などの施策（既に導入済み）

3) 成長と持続性支援に向けた投資

- 政府機関建築物に関する省エネプロジェクトへの投資
- インフラ整備および省エネ関連の投資プログラム導入の加速化
- エネルギー費用の総合的削減基金（Fund for Reduction of Overall Energy Cost）の資

金増強（省エネ投資関連のローン向け）

- 新築住宅、公営住宅建設、解体後の跡地を利用した建設については、最初の 5 万ユーロに対する付加価値税（VAT）を 21%から 6%に削減
- 税優遇措置の対象となる省エネ投資の拡張
- 国内企業の最高経営者によって構成される顧問委員会「Business Council」創設

4) 予算支出を伴わない対策

- ベルギー国立銀行（NBB）による個人・事業者向けの貸し出し業務のモニタリングおよび破綻時の仲介
- 参加基金（Participation Fund）の強化（3 億ユーロ規模の第 2 次起業基金の立ち上げ）
- EIB の融資枠を 10 億ユーロ分増加
- 価格・料金のモニタリング
- エネルギー、食品、流通、通信部門の競争環境の見直し
- エネルギー料金の引き下げ
- 外務省の中核タスクを経済外交とする
- ベルギー信用保証機関（DELCREDERE）による輸出用信用保証保険の貸出枠組みに 4 億ユーロを投入

③ エコインセンティブ

2008 年 12 月に発表された景気対策案では、一般労働者を対象に、食品のほか「環境にやさしい製品」の購入に利用するバウチャーが考案されている。2009 年には年間 125 ユーロ、2010 年には年間 250 ユーロのバウチャー支給が計画されている。

（２）成果および反応

- 2009 年 2 月 24 日公表された景気感指数によると、販売業の景況感の改善が 7.7 ポイントの上昇を記録しており、景気回復の兆しがみられる。
- 国際通貨基金（IMF）の 2009 年 3 月公表評価報告書は、ベルギー政府による金融機関の救済対策は適切だったと評価している。

(3) 保護主義的動向

①アントワープの GM (オペル) 組み立て工場の存続が危ぶまれている。これは金融危機による不況の影響のみならず、自動車のナショナルブランドを持つ近隣諸国の保護主義的戦略にもよるものとされている。国内雇用維持と引き換えに自動車産業への融資や、新車購入インセンティブの導入など、自国の産業の利益のみを追求した施策は、ナショナルブランドを持たないベルギーにとって、大きな危惧の源になっていた。フランダース地域政府は 2009 年 4 月 30 日、同工場の売却・リースバックに対し 2 億ユーロを提示、既に提示した工場維持を条件に提示した最大 3 億ユーロの融資保証と合わせ、5 億ユーロを投じる意思が報道された。工場を維持し、地域の雇用を確保することへの必死の取り組みといえる。

②ベルギー政府は 2009 年 5 月 1 日から、2004 年の EU 新規加盟国（チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキア）に対して、EU 加盟から最大 7 年間を移行期間として認められている労働者の就労制限を開放することにしたが、景気悪化による雇用情勢の悪化を理由に、ルーマニア、ブルガリアに対しては同就労制限を 2008 年末から 2011 年末まで延長することとした。

5. オランダ

金融危機対応と並行して、オランダ経済への影響を最小減に抑えることを目的とする包括的な施策を打ち出している。景気刺激策には、雇用流失・失業救済対策のほか、輸出産業や、資金調達の支援策を通じたビジネス環境の改善に重点が置かれている。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) 預金保護制度

2008 年 10 月 7 日、国内銀行の一金融機関ごとの預金者一人あたりの保護上限額を、10 万ユーロに引き上げ。実施期間は、同日からの一年間としていたが、2009 年 3 月に、2010 年末までの延長を決定した。なお、預金保護に関する EU 指令 94/19 が指令 2009/14 により改正され、各国に 2010 年末までに預金保護の上限額を 10 万ユーロとすることが義務付けられた。したがって、オランダでも 2011 年以降も 10 万ユーロの預金保護制度は維持されることになる。

2) 金融機関の経営健全化への介入

ボス財務相は 2008 年 10 月 9 日、金融機関のバランスシートの健全化を支援するため、公的資金注入枠として 200 億ユーロを確保すると発表した。健全性を有し経営体力はあるが、金融危機による想定外の外部ショックを受けている金融機関の資本増強を目的とする。

3) 信用保証制度

2008 年 10 月 23 日、銀行による中期資金調達の円滑化を図るため、2009 年 12 月末までの時限措置として財務省が管轄となり 2,000 億ユーロ規模の信用保証制度を開始。対象は、コマーシャル・ペーパー、CD（譲渡性預金証書）といった 3～36 ヶ月満期型の無担保シニアローンを中心とする。

4) 金融機関への緊急救済策

ING への支援

2008 年 10 月 19 日、財務省、およびオランダ中央銀行はオランダの金融・保険最大手 ING

と、100 億ユーロの公的資金注入で合意。2009 年 1 月 26 日には、ING のオルト A³ポートフォリオ評価の下方修正に伴うリスクをカバーするため、政府保証の付与に合意。政府と ING は、8:2 の割合でポートフォリオから生じる収益・損益を分配する。条件として、ING は、個人顧客・民間企業に 250 億ユーロ相当の融資の実施、執行役員は 2009 年度および新報酬制度の制定までの賞与凍結に合意。

INDOVER への支援

アムステルダム地裁は 2008 年 10 月 6 日、インドネシア銀行傘下の商業銀行 N.V. Indover に対し、金融監督法（Financial Supervision Act）に基づき、暫定措置として緊急法の適用を決定、オランダ中央銀行が 11 月 11 日、同行に預金保護制度を開始したものの、最終的には救済援助を受けられず、12 月 1 日に破綻を認定した。

ICESAVE への支援

2008 年 10 月 13 日、政府は破たんしたアイスランドの大手銀ランズバンク銀行系列のネット銀行 Icesave の預金者への払い戻しを可能とするため、アイスランド政府へのローン提供で合意。オランダの同口座被保険預金者への支払いについては、オランダ中央銀行が 12 月 11 日より、両国の預金保護制度に基づき支払いを開始。

その他

2008 年 10 月 28 日、保険大手 AEGON への 30 億ユーロの公的資金注入を決定。2008 年 12 月 1 日に完了。さらに、2008 年 11 月 12 日、保険大手 SNS REAAL に 7.5 億ユーロの公的資金注入を決定。2008 年 12 月 11 日に完了。

5) 金融機関の国有化

ベルギー、オランダおよびルクセンブルク政府は 2008 年 9 月 29 日、株価低迷による経営難に陥っていた金融大手フォルティスに総額 112 億ユーロを投入（オランダ政府 40 億ユーロ）。破綻による金融危機を回避するため、各政府がフォルティスの現地法人株 49%を買い取り、事実上国有化した⁴。また、オランダ政府は 2008 年 10 月 3 日、総額 168 億ユーロを投じ、フォルティスのオランダ事業（銀行・保険・企業向け保険）、および ABN アムロ銀行が保有するフォルティスの持ち分を、当初の 49%ではなく 100%買い取り完全国有化

³ 米国の住宅ローンのうち、サブプライムローンと信用力の高い人向けのプライムローンの中間レベルに位置するもの。

⁴ ジェトロ通商弘報 2008 年 9 月 30 日記事「フォルティスを事実上国有化」を参照。通商弘報はジェトロホームページより購読できる。<http://www.jetro.go.jp/biznews/>

に踏み切ることを決定。これは暫定措置であり、金融市場が回復した際には再び民営化される予定。他方、フォルティスの臨時株主総会が 2009 年 2 月 11 日開催され、オランダ事業のオランダ政府への売却の議決案は反対多数で否決されたが⁵、4 月 28～29 日の株主総会で可決されている。

6) 空売り規制

証券規制当局は 2008 年 9 月 21 日、金融株の空売りを禁止。

②景気刺激および雇用対策

1) 2009 年度予算案

政府は 2008 年 9 月 16 日、景気対策、中小企業減税などを重点施策とする 2009 年度予算案を国会に提出した。主な内容は以下のとおり⁶。

- 付加価値税：予定されていた 19%から 20%の付加価値税 (VAT) の引き上げを先送り。
- 個人対象の主な対策
 - 失業保険の従業員負担率を 0%に引き下げ。従業員一人当たり年間平均約 335 ユーロの削減効果。
 - 扶養家族のいる世帯の補助制度の予算を 5 億ユーロ増強。育児休暇中の税額控除適用期間を 13 週から 26 週に延長するなど、世帯当たり約 450～1,000 ユーロの削減効果。
- 事業者対象の主な対策
 - 起業時の支援額を、155 ユーロから 2,190 ユーロに引き上げ。
 - 中小企業を対象とした税優遇措置。中小企業の法人所得税の利益控除を 10.7%に引き上げ⁷。
 - 中小企業の法人税を（所得 25 万ユーロまで）20%に引き下げ。税区分第 2 階層の廃止。
 - 2009 年 1 月より、R&D 向けのインセンティブ・スキーム資金を 3,900 万ユーロ増額。また、R&D の適用範囲を拡大させる。
 - 四半期毎の VAT 申告の上限を 7,000 ユーロから 1 万 5,000 ユーロに引き上げ。約 5

⁵ ジェトロ通商弘報 2009 年 2 月 13 日記事「フォルティス株主総会で政府救済案を否決―仏 BNP パリバへの売却案は白紙に―」を参照。

⁶ <http://www.minfin.nl/dsresource?objectid=58546&type=pdf>

⁷ ただし、下院で 10.5%に修正された。

万事業者の業務負担が軽減される。

2) 景気刺激策

政府は 2008 年 11 月 21 日、信用縮小がオランダ経済に及ぼす影響を最小限に留めるための対策として、GDP の 1%に相当する 60 億ユーロ規模の景気刺激策を打ち出した。その主な内容は以下のとおり。

- 会計制度：企業の流動性向上のため、加速償却制度の復活
- 雇用維持・失業救済対策：失業率改善に向けた就職支援センターの設置。雇用維持対策として、2009 年 3 月 21 日までの暫定措置で、従業員の就労時間を短縮。従業員は時短補償として、失業手当受給のほか、企業側は失業者手当基金を利用し、24 週間までの手当てを支払うことができる。
- インフラ開発支援：官民連携プロジェクトの治水計画などへの支援。
- 公的機関による企業への支払いの迅速化：中小企業支援が主眼

3) 追加・景気刺激策

政府は 2009 年 1 月 16 日、金融危機に影響された信用市場の機能回復に向け、企業、住宅関連機関、貿易促進などを中核とする対策を打ち出した。主な内容は以下のとおり。

貿易促進対策

貿易の促進効果を狙うため、特に東欧市場といった、商業用輸出信用保険が利用できなくなってしまった市場におけるリスクを回避するための保証を提供。

企業成長支援対策

政府は、事業投資と資本調達を円滑化させるため、5,000 万ユーロを上限とするローンを提供。銀行が提供するローンについては、50%までを政府が保証する。

住宅対策

暫定的な施策として、公営住宅建設保証基金の適用範囲の拡張と、保証金額の上限引き上げ。政府系住宅購入組合は、民間の建設プロジェクトを買い上げ、賃貸用住宅用としての不動産開発が可能になる。

4) 追加・景気刺激策

政府は 2009 年 3 月 25 日、労働対策と社会制度改革に重点を置いた景気刺激策を公表。2007 年の社会・雇用政策「Working Together, Living Together」に基づくもの。2009 年からの 2 年間に 60 億ユーロ相当の予算を投入、500 億ユーロ相当の経済成長、消費刺激効果を狙う。短期的（2009 年から 2010 年）な対策として、雇用対策を軸とする景気刺激策、財政再建・健全化、長期的には持続可能性、エネルギー、イノベーション等に焦点を当てる。主な内容は以下のとおり⁸。

労働対策

2009 年から 2011 年の 3 年間に通じて、総額 7 億ユーロを投資する。

- 若者の解雇回避策の促進。最優先課題とする。
- 失業保険の充実

2008 年 12 月から 2009 年 3 月 21 日まで実施していた、一時的にパートタイム労働を実施した企業への支援策、パートタイム労働者への失業保険給付制度を 4 月 1 日に再開。適用条件である労働時間の短縮率を 30%から 50%に引き上げ。社会労働省が、3 億 7,500 万ユーロの予算を確保。

- 再就職支援の促進、職業訓練の提供

環境対策

- オフショア風力発電所の開発に 1 億 6,000 万ユーロ投入
- 持続可能なエネルギー、温室栽培向けエネルギー生成などの開発プログラムに対し 1 億ユーロ強を投入
- グリーン投資に 6,000 万ユーロを確保
- 住宅断熱化プログラムに 3 億 7,500 万ユーロ投入
- 新車（自家乗用車およびバン）買い替えを奨励するのスキームを導入。

インフラ整備・建設

- 道路、水道の整備計画の前倒し。学校、病院の増改築・建設を進める。

航空産業の活性化支援

- 景気後退の影響を受けている航空産業を支援するため、フライト税を廃止。アムステル

⁸ http://www.government.nl/Government/Supplementary_policy_agreement

ダム・スキポール空港会社に対し、空港発着料の減額などに向け経費削減を求める⁹。

国家財政の回復

- 金融セクターの回復、新たに 500 億ユーロを確保
- 2011 年より GDP の 0.5%に相当する財政赤字の削減を目標とする

社会制度改革案

- 年金受給開始年齢を 67 歳に引き上げ
- 医療ケアコストの見直し
- 住宅税の引き上げ（住宅の資産価値が 10 万ユーロ以上の場合）

5) 特定セクター対象の景気刺激策

2009 年 3 月 26 日、政府は建設産業およびエネルギー産業の活性化と、雇用創出効果を目的とする投資計画を公表。2009 年から 2010 年にかけて総額 7 億ユーロを投入し、建設産業における雇用維持、住宅の省エネ対策、住宅建設を促進する。建設産業向けに 3 億 9,500 万ユーロを投じ、住宅建設プロジェクト、および公共スペースの建替え・増改築を推進することとしている。政府はこの計画によって、15 万人の雇用維持の効果を期待している。個人住宅の省エネ支援対策として、特別省エネ基金を設置し、民間金融機関による個人への低金利ローンの保証を提供。低コストでの省エネ対策実現を支援する。また、企業による省エネ対策の促進についても、1 億 6,000 ユーロ万相当の投資を実施予定。

6) 労働、社会保障関係

自国民の雇用を確保するため、2008 年 11 月 28 日、ブルガリアおよびルーマニアからの労働者の入国を 2009 年 1 月より凍結することを決定。2009 年 2 月 25 日には、大半の年金基金の自己資本および積立金残高が規定水準を下回っているという運用実績の悪化を受け、自己資本および積立金の調整機関として規定されている期間を、現行の 3 年間から 5 年間に延長。

③エコインセンティブ

2009 年 3 月 25 日発表の景気刺激策の一環として、乗用車買い替えスキームの導入が決定された。その後、関係閣僚による調整が図られ、乗用車買い替えスキームは、2009 年 5 月 29 日から適用されることとなった。同スキームの予算は 6,500 万ユーロで、うち 2,000

⁹ ジェトロ通商弘報 2009 年 4 月 23 日記事「航空需要喚起のためフライト税を一時免税」参照。

万ユーロを自動車業界が負担する。自家乗用車であれば 750～1,000 ユーロ、ディーゼルエンジンのバンに対しては 1,000～1,750 ユーロの買い替え補助をそれぞれ受けることができる。予算がなくなり次第措置は終了する。政府はこのスキームにより 8 万台の乗用車、バンの買い替えを見込んでいる。なお、同制度については、2009 年 5 月 27 日の官報に掲載されている¹⁰。

（２）成果および反応

①金融機関債務の政府による保証

フォルクスワーゲンとリース大手 LeasePlan は 2008 年 11 月 24 日、政府より 15 億ユーロの保証を受けた。

②雇用維持・失業救済対策の導入

2009 年 3 月 21 日まで実施していた、雇用維持のため一時的にパートタイム労働を導入する企業への支援策を、130 社以上が利用している。政府は、多くの企業の活用を受け、追加景気刺激策の一環として、同制度を 4 月 1 日から再開することを決定した。鉄鋼大手 Tata Steel の事業部門である Corus は、2009 年 1 月より従業員 6 万 4,000 人分の勤務時間を短縮させ（6 週間にわたり一週間の勤務日数を一日短縮）、解雇を回避しつつ、フルタイムの従業員 1,100 人分の雇用を維持する効果を生み出している。

（３）保護主義的動向

自国民の雇用を確保するため、2008 年 11 月 28 日、ブルガリアおよびルーマニアからの労働者の就労制限は撤廃しないことを決定。EU では、原則として労働者の移動の自由が認められているが、新規加盟国に対しては一定期間就労制限を課すことが認められている¹¹。ブルガリア、ルーマニアに対しては 2007 年 1 月の加盟から最大 7 年間、暫定措置として労働者の就労制限を維持することが認められている。欧州委員会は各国への影響を 2008 年末までに見直し、加盟国が 2009 年 1 月 1 日以降就労制限を維持するためには、欧州委員会に事前に通知をしなければならないこととなっていた。政府は、2009 年 1 月 1 日より特別労

¹⁰ “Tijdelijke sloopregeling personen- en bestelauto's” オランダ法令検索サイトから閲覧できる
(<http://wetten.overheid.nl/zoeken/>)。

¹¹ ジェトロ通商弘報 2009 年 1 月 15 日記事「新たに 4 カ国がブルガリア、ルーマニアに労働市場開放」および 2009 年 5 月 7 日記事「ベルギーとデンマークが中・東欧 8 カ国に労働市場を開放」を参照。

働許可取得を不要とする予定としていたが、中・東欧諸国からの労働者の大量流入などの状況を受けて、これを延期した。

6. イタリア

金融市場による信用不安は実体経済に大きな影響を与えており、政府は 2008 年 11 月に 800 億ユーロの景気対策案を発表。しかしその規模や効果への疑問、批判が相次いだ。その後導入された新車購入インセンティブは、好評を持って受け止められ、またわずかながらも景気浮揚の効果が指摘されている。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) 金融株の空売り禁止

2008 年 10 月 1 日、イタリア証券取引委員会（Consob）は、国内市場で取引されているすべての銀行および保険会社株の空売り禁止を発表（期限は 2008 年 10 月 31 日まで）。

2) 金融機関への緊急救済策

2008 年 10 月 13 日、政府は、銀行債務への政府保証を軸とした緊急救済策を発表。政府は国内金融機関の健全性を繰り返し主張し、公的資金の具体的な準備額は明示しなかった。

3) インターバンク市場

2009 年 2 月 2 日、イタリア銀行（中央銀行）は、インターバンク取引を促進するためのイニシアチブである（MIC／Collateralized Interbank Market）を開始した。国内行を対象とし、2009 年 12 月末までの措置。

4) 銀行の資本増強支援

2009 年 2 月 25 日、経済財政省は、銀行の資本増強支援と信用収縮の回避を目的とした 120 億ユーロ規模の対策を承認。銀行が発行した債券を政府が購入することで、銀行の中核的自己資本比率改善を目指す。中小企業や一般世帯への融資を（2007 年および 2008 年の利率で）継続することが、資金注入の条件となる。

②景気刺激および雇用対策

1) 景気対策パッケージ

2008年11月28日、内閣は今後5年間で800億ユーロ規模の景気対策を政府案として承認した。中小零細企業のための信用保証機関（CONFIDI）の資本強化に最大4億5,000万ユーロを投入する。また、主要銀行の中核的自己資本比率改善のため、120億ユーロ規模の資本注入（①-4）などを決定した。景気悪化で減少し始めた個人消費の下支えが狙いで、重点は低所得家庭（約800万世帯）への給付金（約24億ユーロ）と失業対策（約12億ユーロ）。

世帯向け減税・値下げ

- 低所得家庭への特別給付金：給与・年金生活者800万世帯に対し、収入額と家族構成に応じ1世帯当たり200～1,000ユーロを支給。実施は1回のみ。

支給額（ユーロ）		200	300	450	500	600	1,000	
条件	家族構成（人）	単身の年金生活者	2人	3人	4人	5人	6人以上	障害者を含む家庭
	年収の上限（ユーロ）	1万5,000	1万7,000		2万			3万5,000

- 「Social card」の支給：低所得の高齢者など一部世帯に、月額40ユーロのバウチャーを支給。電気・ガス料金の支払い、提携店での割引（5～10%）購入用。11月分から支給開始済み。
- 電気・ガス料金の値下げ：低所得世帯（年収2万ユーロ以下で子供4人以上）を対象に、2009年1月から最大15%値下げ。
- 「新生児ローン」：新生児の生まれた家庭に対して特別優遇利率（5年間で4%）での貸付を実施。17万5,000世帯を想定している。
- 住宅ローンの上限設定：1軒目の持ち家（別荘など除く主要住居）のローン利率を最高4%に設定する。超過分は国が負担。2009年以降の新規ローン利率はECBの政策に連動。
- 公共交通料金の値上げ凍結：国鉄の一部路線料金を2009年末まで据え置き（2009～2011年の3年間で14億ユーロ確保）、高速道路の利用料金についても同4月末まで凍結。

労働、社会保障関係

- 社会的なセイフティ・ネットの拡大：労働者の一時帰休対策に追加予算約12億ユーロ。

期限付き労働者も対象に含まれる。

- 奨励金減税の延長：特別手当と奨励金に関する減税措置を 2009 年も延長して実施。対象者の年収上限を現行の 3 万ユーロから 3 万 5,000 ユーロに、控除上限額を 3,000 から 6,000 ユーロに拡大。

企業向け対策

- 法人減税：11 月末納付分までの法人税および州事業税を 3%減税。

大規模公共事業

- 2009 年から 15 年間、総額 37 億ユーロの大規模公共事業計画：南部シチリア島の鉄道整備、同島とイタリア半島を結ぶメッシーナ海峡大橋の架設や各地の幹線道路整備など。

環境・エネルギー対策

- 2007 年予算法で実施の制度延長：住宅などの省エネ化投資に関する工事費用の 55%を所得税から 5 年間分割で控除。

2) 特定部門支援パッケージ

2009 年 2 月 6 日、内閣は自動車産業および家電部門を対象とした 20 億ユーロ規模のパッケージを承認した。各部門には支援の条件として雇用維持やサプライヤーへの支払いが求められる。パッケージの主な内容は以下のとおり。

- 環境配慮型自動車への買換え奨励制度（エコ・インセンティブ）の実施。1999 年 12 月 31 日以前に登録された乗用車を廃車して新車購入すると 1,500 ユーロの奨励金が支払われる。メタン車などエコ燃料車への優遇度が高い。インセンティブ利用期限は 2009 年末で、購入した新車の登録期限は 2010 年 3 月末となっている。その他、ガソリン車からメタン車への改造費用に 650 ユーロ、古い二輪車の買換えに 500 ユーロなどを対象にした補助制度がある。
- 自動車メーカーにはイタリア国内の工場維持、部品サプライヤーへの支払いを条件に支援を実施する。
- 家屋などの改築に関連して導入する省エネ家電・家具、TV とコンピュータの購入費用の 20%を所得税から減税する（上限 1 万ユーロ、5 年間に分割）。
- イタリア最大の家電メーカー、インデシット（Indesit）に対して国内の工場維持を条件

に支援を実施する。

③エコインセンティブ

	購入条件	補助金額
乗 用 車	EURO4・EURO5の新車購入 (ガソリン車 CO2 排気量 140g/km 以下、ディーゼル車 130g/km 以下) かつ、車齢 9 年以上の EURO 0～2 の車を廃車	1,500 ユーロ
	メタン車／電気自動車／水素燃料車のnew購入 (CO2 排気量 120g/km 未満) 〔さらに車齢 9 年以上の EURO 0～2 の車を廃車した場合〕	3,500 ユーロ 〔+1,500 ユーロ〕
	液化石油ガス (LPG) 車のnew購入 (CO2 排気量 120g/km 未満)	2,000 ユーロ
商 用 車 (3.5 ト ン 未 満)	EURO4・EURO5の新車購入 かつ、車齢 9 年以上の EURO 0～2 の車を廃車	2,500 ユーロ
	LPG 車／水素燃料車／電気自動車 (4.5 トン未満) のnew購入 (CO2 排気量 120g/km 未満) 〔さらに車齢 9 年以上の EURO 0～2 の車を廃車した場合〕	2,000 ユーロ 〔+2,500 ユーロ〕
	メタン車のnew購入	4,000 ユーロ
	〔さらに車齢 9 年以上の EURO 0～2 の車を廃車した場合〕	〔+2,500 ユーロ〕

(注) 排気量の違いにより補助額に差があるものは、最高額のみ記載。

(資料) 暫定措置令 2009 年 2 月 10 日第 5 号、イタリア自動車工業会 (ANFIA)、イタリア電気自動車協会 (CIVES) 資料から作成

(2) 成果および反応

自動車買替えインセンティブの導入について、イタリア自動車工業会 (ANFIA) から歓迎する声があがった。ANFIA の会長、ラゼッリ氏は制度について、需要を下支えするポジティブな施策で経済危機を克服の起爆剤になりうると評価した。

2009 年 3 月 2 日、ANFIA は 2 月の新車登録台数は約 16 万 5,300 台 (前年同月比 24.4% 減) であり、同 32.3% だった 1 月 (15 万 8,189 台) に比べると、インセンティブにより減

少傾向に歯止めがかかりつつあるとコメントした。

ラゼッリ氏は、新車購入意欲が回復しており、2月の新車登録台数は09年1月比で4.5%増、08年12月比で16.7%増、08年11月比で18.6%増とした。また、受注高は前年同月比で4%増となった。イタリア経済分析研究所（ISAE）によると、2009年2月の消費者信頼感指数は104.1となり、2007年12月以来の数値となった。インフレの落ち着きと（インセンティブによる）期待が、家計の消費意欲と耐久消費財市場にポジティブな影響を与えたものとみられている。

2009年3月の新車登録台数（21万4,218台）は15カ月ぶりに増加し、新車買い替えインセンティブの効果を伺わせた。また、受注高も対前年同月比36%増加し、27万6,000台に達した。さらに、フィアット・グループの3ブランドによる3月の販売台数は6.1%増の6万9,882となった。

ISAEが2009年4月1～18日に行った調査結果によると、2009年4月の消費者信頼感指数は104.9となり、前月の99.8より急上昇した。欧州全体でインフレが減速していることが失業への不安を緩和し、政府の景気刺激策が個人消費に良い影響を与えていると考えられている。また、この調査結果は欧州の景気後退が底をついた兆しの1つとして受け止められている。

（3）保護主義的動向

経営破たんの危機を迎えたアリタリア航空に対し、ベルルスコーニ首相は、2008年春の総選挙の最中から外資による同社買収への反対を表明していた。フラッグキャリアは国内資本の手にあるべきというベルルスコーニ氏の強硬な主張と、労働組合による外資による買収への強い反対から、前・中道左派政権と買収交渉を進めていたエールフランス・KLMは同社買収を断念した。

ベルルスコーニ氏は首相の座につくと、アリタリア航空に3億ユーロの政府融資を行い、事業継続を図った。2008年8月にアリタリア航空が債務超過に陥ると、同社のために破産法を改正し経営破たんに備えた。アリタリア航空は、航空事業を含む事業継続対象と清算対象に分割された後、2008年11月に航空事業がイタリア人投資家によって構成されるコンソーシアム、CAIに売却され、2009年1月に新会社として完全民営化を遂げた。ベルルスコーニ首相は依然として外資参入に反対していたが、2009年1月にエールフランス・KLMが同社株式25%の取得を発表し、3月下旬に取得完了した。

欧州委員会は2007年5月より、エネルギー大手 ENI に対し、同社が株主となっているガスパイプライン（TAG、TENP および Transtigas）についてアンチトラスト調査を行っている。調査が進む中で、エネルギーの生産資源と供給者との分離を促進する欧州委員会の意向により、Eni はパイプラインの独立運営にとどまらず、その株式売却まで要請されるに至った。ENI のパオロ・スカローニ CEO は、2009 年 1 月末ベルルスコーニ首相宛の書簡で、パイプラインの株式保有を維持するためイタリア政府に支援を要求したと報じられた。ENI の最大株主であるイタリア政府は、欧州北部からイタリアへとガスを運ぶこれらパイプラインが、エネルギー安全保障の面でイタリアにとって戦略的に重要な資産という認識から、イタリアがパイプラインのコントロールを維持する必要性を主張。欧州連合担当相のアンドレア・ロンキ氏は欧州委員会のクルース競争政策担当委員と会談し、パイプラインが戦略的に重要な資源と訴えたほか、2009 年 2 月にはベルルスコーニ首相がバローゾ欧州委員会委員長に電話し、TAG の国家における重要性を強調したと伝えられている¹²。

2009 年 2 月の特定部門支援パッケージに対し、欧州委員会は懸念を表明し、その詳細を通知するよう要請した。特に、政府と協約を結んだ企業にのみ支援が許可される点について、選択的な支援になるとの危惧を表明している。国内工場維持が支援条件とされた点について、国内産業のみを救済、支援する動きとして、保護主義の恐れが指摘されている。

¹² 2009 年 3 月 19 日、欧州委員会はアンチトラスト違反の疑いで ENI を正式に提訴した。

7. スウェーデン

スウェーデンは、金融危機及びその後の各国の景気低迷により、経済の拡大を支えてきた輸出産業、特に主要輸出品である自動車産業への打撃を受けた。スウェーデン政府は2008年10月に金融市場の回復に向けた金融安定化策、経済の低速を意識しての雇用促進対策に注力しているほか、2008年12月、自動車救済策を打ち出している。最近では、環境対策による経済効果や雇用効果を期待した政策法の改正案を打ち出している。

(1) 景気刺激策

①信用収縮に対するこれまでの主要対策

1) ドル/クローナ・スワップ

スウェーデン王立銀行（中央銀行、Sveriges Riksbank）は2008年9月24日、オーストラリア、デンマーク、ノルウェーの中央銀行とともに、米連邦準備制度（FRB）と暫定的なスワップ協定を締結した（スウェーデン中銀の枠は100億ドル）。2008年9月29日、ドル・スワップ枠を300億ドルに拡大。10月1日、70億ドルを上限、4週間の貸出期間による金融市場へのドル供給開始。10月22日には150億ドルの年越しローンに拡大した。

2) 預金保護制度

財務省は、2008年10月6日、預金保護限度額を現行25万クローナから50万クローナに引き上げを発表。

3) スウェーデン中央銀行による金利調整

2008年10月15日	4.75%→4.25%（FRB、欧州、英国、加、スイス各中銀との協調利下げ）
2008年10月29日	4.25% →3.75%（世界の金融危機の国内経済への影響の緩和）
2008年12月10日	3.75% →2.00%（国内の自動車産業などの製造業不況への対応）
2009年 2月18日	2.00% →1.00%（国内の製造業不況および雇用悪化への対応）
	2009年4月22日 1.00%→0.5%（製造業不況・雇用悪化への対応、インフレ目標の維持）

4) 国債局（Swedish National Debt Office）による金融機関管理

2008 年 11 月 10 日、金融監査局によるカネーギエ・インベストメント・バンク (Carnegie Invest Bank) の銀行免許取り消しに伴い、中央銀行が同行に対し保有していた債権を買い取り、同行を管理下に置いた。

5) スウェーデン中央銀行による流動性供給暫定措置

- 2008 年 10 月 2 日、最高 3 ヶ月までの期限で市中銀行に 600 億クローナ貸出を決定。10 月 6 日には、最高 6 ヶ月までの期限で市中銀行に 1 億クローナの貸出を決定。
- 2008 年 11 月 19 日、非金融機関発行社債を担保として認める金融機関向けローンを開始。同日に 400 億クローナ、2008 年 12 月 3 日に 400 億クローナを追加。
- 2009 年 2 月 3 日、貸し渋り抑制のため、銀行への公的資金注入の追加対策 (500 億クローナを上限) を発表した。

6) 金融安定化措置

政府は 2008 年 10 月 20 日、金融安定政策プランを発表した。同プランの主な内容は以下のとおり。(同法案は 10 月 27 日に国会で可決、同 30 日に欧州委員会で承認)

● 政府保証制度

政府は、金融機関が新規に資金調達する際、最高 1 兆 5,000 万クローナまで保証。2009 年 4 月 30 日までの発行債券を対象とする。2009 年 12 月末まで延期も可能。2009 年 4 月 2 日、これを 2009 年 10 月 31 日までに延長。保証上限額の 3 分の 1 までは、満期 3 年から 5 年の発行債券も可能とする。

● 安定化基金：

金融機関の将来の危機に対応するために安定化基金を創設。政府はこの基金のために 150 億クローナを拠出する。基金の目標は、現在約 180 億クローナに上る預金保護基金とともに、今後 15 年のうちに GDP の 2.5% 相当の約 1,500 億クローナを積立ること。2009 年 4 月 17 日政府が、安定化基金についての提案書を法令審議会 (Council of Legislation) に提出。金融機関による課徴金制度の見直しと、スウェーデンに支店を持つ外資系金融機関の顧客向けの預金保護制度の導入を提案。

● 公的資金注入：

政府が必要と判断したときに、金融機関に対して資金注入を行う。また、市場価値による株の購入により国の強制的な所有者としての介入があり得る。金融機関が、公的資金にによる注入を要する場合には、その引き換え件として、政府に対し議決権のある優先株を発行することとする。金融システム全体において重要な位置づけにある金融機関の

みを対象とする。

- 国債局の役割強化
- 金融監査局がフォローアップ：世帯と企業に対し、対策のフォローアップを行う。

7) その他

- 2008 年 10 月 8 日、アイスランド中央銀行のカウプシング銀行への支援に連動し、同行スウェーデン事務所、子会社のスウェーデン・カウプシング銀行の口座を通じ、クローナ流動性支援を開始。
- スウェーデン輸出信用銀行（Swedish Export Credit Corporation）に貸出枠に 1,000 億クローナを投入。スウェーデン輸出信用保証局（Swedish Export Credits Guarantee Board）による輸出信用保険の上限を 2,000 億クローナから 3,500 億クローナに増強¹³。
- 地方自治体による資金調達の支援

②景気刺激および雇用対策

1) 雇用促進対策

2008 年 9 月 22 日、財政黒字を活用した経済活性化プランを盛り込んだ 2009 年政府予算案が発表された。雇用促進・福祉向上に GDP1%相当分を投入。就業率 2.8%増加、12 万人の雇用創出を目標としている。

- 320 億クローナ（GDP の約 1%に相当）を経済改革に投入
- 所得税、法人税、社会保険料（雇用者負担）の引き下げなど
 - 雇用の改善と企業活動促進、福祉向上に主眼
 - 所得税減税（労働所得を対象とする減税、国税を課す対象の所得限度額の引き上げ）
 - 法人税（現行 28%を 26.3%へ）引き下げ、社会保険料の雇用者負担率の引き下げ（現行 32.42%から 31.42%へ）
 - 国際競争力向上のため R&D やイノベーションなど 4 年間に 150 億クローナを投入。

2) 雇用安定政策

政府は 2008 年 12 月 5 日、3 年間で総額 229 億クローナの雇用安定政策プランを発表。

リストラの続く状況改善のため、失業対策と建設部門での雇用創出に主眼を置く。

- 失業者の再就職支援、道路・鉄道インフラ整備による雇用創出など
- 3年間で総額 229 億クローナ（09 年：83 億、2010 年：88 億、2011 年：58 億クローナ）
- 失業者の再就職支援。職業安定所の機能拡大のため 3 億クローナ増額し、職場斡旋サービス強化、職業訓練の充実と機会拡大
- 長期失業者の雇用の際、社会保険料の雇用者負担率の引き下げ幅をさらに拡大
- 25 歳以上を対象に高等職業教育の機会・手当等を拡大
- 道路・鉄道インフラ整備による雇用創出 2009 年～2011 年に 10 億クローナを道路と鉄道の保全事業に追加支出
- 建設産業支援のため、個人が建物の改修・改築・保全する際、所得税軽減（08 年 12 月～、コストの 50%、10 万クローナ/1 人/年が上限）

3) 自動車産業への支援

2008 年 12 月 11 日、企業・エネルギー・通信省は自動車支援策を発表。研究開発、信用保証、緊急融資の 3 本柱からなる 280 億クローナ規模の緊急対策。

- 自動車産業における R&D 活動を行う企業を設立（30 億クローナを投入）。
- 自動車産業のグリーン技術転換用融資を EIB から受ける場合に必要な信用供与付与を要請。信用供与は最大 200 億クローナとする。
- 自動車産業クラスターに対し金融危機対策として 50 億クローナの救済ローン供給。ローンは欧州委員会のガイドラインに沿うものとする。

4) 追加経済危機対策

政府は 2009 年 1 月 22 日、3 回目となる経済危機対策を発表。自動車産業向けの支援策を発表。企業が雇用主税や従業員給与の源泉徴収などの納付を 2 ヶ月延期できることや、中小企業向け小型貸付の拡大などが盛り込まれている。

- 2008 年 12 月に発表された失業者へのコーチングや成人のための職業教育の整備、
- 自動車業界のための研究開発費補助
- 企業主が毎月支払う税金（雇用主税や従業員給与の源泉徴収分など）の納付期限を 2 ヶ月猶予。（猶予分には 8%の利子が課せられ、1 年以内に支払う。この制度は 09 年 2 月の支払い対象分から同年 12 月分までに適用され、従業員を 1 人以上抱える全企業が対象。）
- 従業員数 250 人未満の企業へのマイクロ・ローン（少額の資金が必要な企業家に対す

る無担保貸し付け)を拡大する役割を、中小企業支援のための公営企業であるアルミ・フォーレターグス・パートナー公社(ALMI)に付与。具体的な方法としては、貸し付け上限金額を10万クローナから25万クローナに引き上げるほか、必要資金の限度額を50%から80%に引き上げるなど。

- ・売上高5億クローナ以上の国内自動車企業に対する緊急ローンを与える役割を国債局(Riksgaldskontoret)に付与。

5) グリーン税制

政府は、2009年3月10日、「気候・エネルギー政策案(A Cohesive Climate and Energy Policy)」を公表。産業・エネルギー・情報通信相は、環境対策の推進は、雇用創出や輸出の増加など経済成長を押し上げる効果につながるとした。主な取り組みは、以下のとおり。

- ・ グリーン自動車(新車)の自動車税を5年間免除(2010年1月1日施行予定)
- ・ CO2排出量に応じた自動車税の増加
- ・ ディーゼル車に係るエネルギー税の増加

6) 補正予算による追加景気刺激策

2009年4月15日、労働市場政策と地方自治体政府向けの支援策を主眼とした追加景気刺激策を盛り込んだ補正予算を発表。2008年秋に発表された2009年予算案以降、今回の補正予算案に盛り込まれたものを含め、政府が経済危機対策に講じた予算総額は、2009年が450億クローナ、2010年が600億クローナに上る。

地方自治体向け施策

2010年の助成金70億クローナを2009年に支給。国内雇用の約25%を占める地方自治体において、約9,000人の雇用確保につながる見込み。2011年から2012年の助成金については、2009年予算案額に50億クローナ積み増し。景気後退期においても、教育、医療、社会サービスを提供するためのリソース確保による、社会福祉サービス充実を目指す。

労働市場政策

失業保険、長期失業対策等の支援措置に向け100億クローナの積み増し。

③エコインセンティブ

政府は 2009 年 3 月 10 日発表の「気候・エネルギー政策案」の発表で、環境対策の推進は、雇用創出や輸出増加など経済成長を押し上げる効果につながるとの認識を示している。2020 年までの温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 40%削減等の目標を掲げており、その実現に向けた措置として、税制改正案（グリーン税制案）を挙げている。その主な内容は、以下のとおり。

- 現行の環境配慮型自動車（平均排出量が 120g/km 以下のガソリンもしくはディーゼル車）プレミアム（奨励金）制度に代わり、環境配慮型自動車（新車）の自動車税を 5 年間控除する制度に（2010 年 1 月より）。申請開始は 2009 年 7 月 1 日。社用車にも制度適用を拡大。
- CO₂ 排出量による自動車税の増税。20 クローナ/1g に引き上げ（現行 15 クローナ/1g）。軽商用車とキャンピングカー（mobile home）にも CO₂ 排出量による自動車税を適用。